

## 第6章 地震災害対策計画

### 第1節 地震災害予防計画

地震による災害の発生及び、拡大の防止対策は本計画による。

#### 1 地震防災上必要な教育及び広報

地震災害を予防し、その拡大を防止するため、防災関係職員に対して、地震防災に関する教育、研修を行うとともに一般住民に対して地震防災知識の広報、普及を図り防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

##### (1) 町職員に対する教育

町は、職員に対して地震防災応急対策等の実施に必要な防災教育を行うものとする。

###### ア 教育活動の実施方法

全職員を対象に研修会、講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の配付等による教育活動を実施する。

###### イ 教育内容

- (ア) 地震に関する一般的な知識
- (イ) 地震に対する防災対策
- (ウ) 町職員に課せられた役割
- (エ) 地震が発生した場合の行動基準
- (オ) 災害対策本部における各部局等の防災活動の業務及び処理方法
- (カ) 地震対策の課題（組織、制度、対策、施設整備）

##### (2) 住民等に関する教育・広報

町は防災関係機関と協力して住民等に対し、地震に関する必要な防災教育・広報を実施するものとする。

###### ア 防災教育・広報の実施方法

- (ア) 地震に関する知識
- (イ) 地震が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛等防災上執るべき行動に関する知識
- (ウ) 正確な情報入手の方法
- (エ) 防災関係機関が講ずる地震防災対策等の内容
- (オ) 各地域における地すべり、がけ崩れ等危険地域に関する知識
- (カ) 各地域における避難場所、避難方法に関する知識
- (キ) 通常住民が実施しうる生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策内容
- (ク) 自主防災組織に関する知識
- (ケ) 近隣者の安否確認、災害時要援護者の救済など防災活動の協力に関する内容
- (コ) 緊急地震速報の利用と心得の周知
- (サ) 昭和56年以前の住宅所有者に対し、耐震化対策の促進を図る。

##### (3) 児童、生徒等に関する教育

町教育委員会は、児童、生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導するものとする。各学校は児童、生徒等に対して地震の現象、災害の予防等の知識の向

上及び防災の実践活動の習得を推進する。

ア 防災教育の実施方針

防災教育は、教科、学級活動及び学校行事等、教育活動全体を通じ、次の教育内容を基に、各学年に即した教育を実施するものとする。

イ 教育内容

- (ア) 地震に関する基礎的な知識
- (イ) 地震のもたらす被害
- (ウ) 基本的行動に関する指導
- (エ) 地震に対する心構えに関する指導

2 自主防災組織の育成

地震災害時に、地域住民、事業所等が迅速な行動がとれるよう地域住民、事業所等による自主組織の設置、育成を推進するものとし、具体的には、第4章第12節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定めるところによる。

3 地震防災訓練計画

町は、大規模な地震に対する防災体制の確立と災害応急対策、活動の円滑な実施を図るため、防災関係機関及び、自主防災組織と相互に協調し、防災に関する知識及び技能の向上並びに体制の強化とともに住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした以下の種類の防災訓練を実施する。

(1) 北海道防災会議との協調訓練

ア 防災総合訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模火災等を想定した訓練を総合的立体的に実施する。

イ 災害通信連絡訓練

地震災害情報の収集伝達及び報告の訓練を実施する。

(2) 町独自で行う訓練

町及び防災関係機関は、全道における防災総合訓練、災害通信訓練に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

ア 情報通信訓練

イ 広報訓練

ウ 職員参集、指揮統制訓練

エ 火災防御訓練

オ 緊急輸送訓練

カ 公共施設復旧訓練

キ 避難訓練

ク 救出救護訓練

ケ 警備交通規制訓練

コ 炊き出し、給水訓練

サ 災害偵察訓練

4 火災予防

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災への拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

(1) 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町、消防機関及び関係機関は地震時の火の取扱について指導啓発するものとする。

(2) 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町、消防機関及び関係機関は地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と消防体制の確立を図る。

ア 一般家庭に対し、予防思想の啓発につとめ、消火器の設置促進、消火用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱方や管理方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

イ 病院、集会施設等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防設備の設置を促進するとともに、自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

(3) 予防査察の強化指導

消防機関は消防法に規定する立入検査を、消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を図る。

(4) 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、大規模建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、消防施設の整備及び消防水利の確保を促進するとともに、消防技術の向上を図る。

(5) 消防計画の整備強化

消防機関は、防災活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点をおく。

ア 消防力等の整備

イ 災害に対処する消防水利及び災害危険地域、特殊建物等の調査

ウ 消防職員及び消防団員の教育訓練

エ 査察その他の予防指導

オ その他火災を予防するための措置

5 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

(1) 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を推進するため、町、消防機関及び関係機関は事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

ア 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化

イ 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化

ウ 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化

エ 事業所等における自主保安体制の確立強化

オ 事業所等における従業員に対する安全教育の指導

カ 事業所間における防災についての協力体制の確立強化

## (2) 危険物保安対策

ア 消防機関は危険物製造所等に対し随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための措置命令または是正指導を行うものとする。

イ 消防機関は、危険物製造所等における従業員に対する保安教育の徹底、並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業所内における協力体制の確立について指導するものとする。

## (3) 高圧ガス保安対策

消防機関は、事業所及び販売店に対し立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立、並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

## 6 地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

地震に起因する地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

(1) 地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）は、主として降雨、地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地すべり及び崩壊（がけ崩れ）の予測については、技術的にはいまだ困難な状況にある。本町の地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）危険箇所は、第4章第1節別表のとおりである。

## (2) 地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり、及び急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべり、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害がおよぶこととなる。町は道及び防災関係機関と協力して災害防止に必要な諸施策を実施する。

### ア 地すべり防止区域の指定、管理、防止工事の施行

地すべり防止区域の指定は、地すべり防止法に基づき主務大臣が知事の意見を聞いて指定し、管理は知事が行う。地すべり防止工事の施行は、知事が町長の意見を聞いて当該地すべり防止区域に係わる地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、主務大臣に提出し、この基本計画に基づいて施行する。

なお、砂防法第2条の規定により指定された土地、及び森林法の規定により、保安林、又は保安施設地区に指定された土地に存する地すべり区域においては、治山治水緊急措置法に基づく治水事業業計画及び治山事業計画により、計画的に実施する。

### イ 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地域の指定及び管理は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき知事が行う。

崩壊防止工事のうち、住民に施行させることが困難、または不適當なものについては道が施行する。

## 7 避難計画

第5章第4節、避難対策計画に定めるところによる。

## 第2節 地震災害応急対策計画

地震による災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合における応急対策は、本計画によるものとする。

### 1 組織及び活動

町は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、第3章第2節に定めるところにより、災害対策本部を設置し、道、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び区域内の公共団体の協力を得て応急活動を実施するものとする。

### 2 通信連絡対策

#### (1) 通信連絡の方法

第5章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。

#### (2) 無線局の確保

無線基地局を火災の延焼から極力守るとともに、安全な場所に移転するなど、無線の安全を確保し、併せて自家発電の自給電力を備蓄するものとする。

#### (3) 移動無線、携帯無線の活用

各関係機関のもつ移動無線、携帯無線を動員し、有効適切な通信連絡体制を確保するものとする。

#### (4) 報道機関、無線関係者との協力体制の確立

放送局、各新聞社との情報連絡体制を緊密にするとともに、通信の万全を図るものとする。

#### (5) 機動力による連絡体制

自動車等の機動力を動員する連絡体制を確立するものとする。

#### (6) 放送の優先利用

町長は、災害対策基本法第57条に基づき、緊急を要する場合で特別に必要なときは、北海道知事を通じて放送局に災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を依頼することができる。

### 3 広報活動

#### (1) 広報の準備

広報車等の諸設備は、突発時においても直ちに出勤できるよう平常時から点検、整備を行い、又直ちにその職員を確保できる体制をとり、初動広報活動の万全を期するものとする。

#### (2) 広報内容

第5章第2節「災害広報計画」に定めるところによる。

### 4 消火対策

(1) 消火活動は、北十勝消防事務組合消防本部が中心となって行い、大規模な火災が発生した場合は、道及び他市町村、関係機関等に消防ポンプ車、消防隊、化学消防車等の派遣要請を行うものとする。

#### (2) 危険物の保安活動

ア 町長は、被害が広範囲にわたり引火爆発、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとと

もに、区域内住民に対する避難立退きの指示、勧告をするものとする。

イ 火災防御は、消防本部がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤、化学車等が必要になった場合町長は他の機関に応援を求めるものとする。

ウ 町長は、流失、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させるものとする。

エ 町長は、漏油した場所、その他危険区域はロープ等で区画し係員を配備する。

## 5 避難対策

避難勧告又は指示の時期、周知方法及びその内容、避難場所、避難誘導方法等については、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

## 6 救出対策

### (1) 住民等による救出、救助活動

被災者の救出は原則として、厚生対策部及び消防団等により実施されるが、地震発生時においては、火災の同時多発、火災の延焼等も予想され、又地震の発生状況等から被災地が相当広範囲にわたるものと予想されるので、厚生対策部を中心とした救助は困難性を伴うため、自治会等住民による自主救出活動を促進するものとする。

### (2) 消防職団員及び警察官等による救出、救助活動の実施

町長は、震災により緊急に救出、救助を要する住民があることを察知したときは、火災の発生状況等を勘案して警察官と協力し、消防機関を適切に運用して救出、救助を実施する。

## 7 医療救護対策

地震発生により医療救護が必要と認められる場合は、第5章第14節の定めるところにより、医療対策部に出動を指示するとともに、被災状況により十勝医師会に協力を要請する。

## 8 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生じる。

これら各施設の応急復旧についての計画は次のとおり定める。

### (1) 上水道

#### ア 応急措置

町は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を、あらかじめ定めておく他、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

その他、飲料水の供給については、第5章第10節「給水計画」を準用する。

#### イ 広報

町は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

## (2) 電気

### ア 応急措置

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておく他、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

### イ 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

## (3) 通信（電話）

### ア 応急措置

東日本電信電話(株)北海道支社・帯広支店など通信を管理する機関は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておく他、地震発生に際してこの計画に基づき施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合、又は輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。

### イ 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

## 9 その他の応急対策

その他の応急対策については、第5章の各節に定めるところによるものとする。